

耐震計算の誤入力に係る再発防止対策の実施状況

平成20年4月
日本原燃株式会社

1. はじめに

平成19年8月21日、当社社長は、青森県知事に再処理施設における耐震計算の誤入力に係る報告を行い、8月31日、青森県知事から以下の4項目について要請を受けた。

- (1) 耐震計算誤入力の再発防止対策に係る監査の実施
- (2) 風通しのよい職場風土の醸成及びコンプライアンスの徹底
- (3) 耐震計算誤入力の件についての広聴広報活動の実施
- (4) 日本原子力技術協会による当社と協力会社との連携についての評価

これら4項目について、平成20年1月から平成20年3月までの実施状況を以下に報告する。

2. 実施状況

(1) 耐震計算誤入力の再発防止対策に係る監査の実施

計算機による設計解析を行う安全性評価業務が新たに発生した場合に、耐震計算誤入力の再発防止対策に係る監査を実施することとしているが、当該業務は発生していない。

なお、平成19年6月及び10月に実施した日立GEニュークリア・エナジー株式会社に対する監査のフォローアップ監査を2月に実施し、解析入力ミス防止・チェック作業負荷低減を目的としたソフトの開発が完了し、運用を開始したこと、コンプライアンス定着の活動が着実に進められていること等を確認した。

(2) 風通しのよい職場風土の醸成及びコンプライアンスの徹底

風通しのよい職場風土の醸成及びコンプライアンスの徹底に関する諸活動をより実効性の高い取組みとするために設置した、社長を議長とする「安全文化推進委員会」を、2月19日（第5回）に開催した。

第5回委員会ではこれまでの諸活動の分析・評価結果を踏まえ、全社大の推進活動を「企業基盤活動<やるべきことをやる/将来のリスクを見通す/企業の発展と社会との共存を目指す>」とし、2008年度から展開していくことを確認した。

なお、1月17日に慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究センターの高野研一教授による「安全文化の醸成について－組織事故防止に向けた取組み戦略」と題しての講演会を開催し（講演会出席者：当社社員 約130名）、安全文化に関する意識高揚を図った。

(3) 耐震計算誤入力の件についての広聴広報活動の実施

耐震計算誤入力については、新聞広告や当社広報誌、地域会議などを通じてお知らせしている。(平成19年10月29日に報告済)

現在、様々な広聴活動を継続し、いただいたご意見を踏まえて、当社の事業活動全般に関して、時機を捉えたわかりやすい広報活動に取り組んでいる。

(4) 日本原子力技術協会による当社と協力会社との連携についての評価

平成19年12月27日に日本原子力技術協会 石川迪夫 理事長から当社社長が評価の報告書を受領し、説明を受けた。(平成20年1月22日に報告済)

日本原子力技術協会から頂いた改善要望(参考資料)については、

- ①「業務に精通した主管部署や品質管理部の監査への積極的な参加」については、品質監査要領を改正し、運用を明確化することとした。
- ②「工事を伴わない解析業務の一貫した管理のルール化」については、設計管理要領の改正を行い対応した。
- ③～⑦の5項目については、風通しの良い職場風土の醸成に関するものであり、電力会社の良好事例調査を開始するなどの取り組みを進めている他、(2)に記載の通り対応を進めている。

など、逐次対応している。

以 上

日本原子力技術協会「協力会社との連携に関する特定評価報告書」の改善要望（今後の一層の向上に向けての要望）

- ① 元請会社への監査を、現状では、保安監査部が実施しているが、業務に精通した主管部署や品質管理部が積極的に参加することが望ましい。
- ② 工事を伴わない解析業務については、「調達管理要領」に基づき、チェックと代替方法による検証を行なっているが、「設計管理要領」は適用していないので、設計レビューから検証及び妥当性確認記録の管理に至るまでの一貫した管理がルール化されていない。安全上重要度の高い解析業務については、業務要領書等への反映を検討することが望ましい。
- ③ 元請会社、下請会社へのアンケート結果では、業務上の支障はないが、原燃とさらに良好な意思疎通を望む声もある。原燃の意向は隅々まで迅速かつ正確に伝えることは難しいが、元請会社だけでなく、下請会社までのコミュニケーションを心がけて、協力会社全体にわたるマイプラント意識を創り出す活動を日常的に実施して欲しい。
- ④ 原技協の職場風土調査によると、一般的に管理職が現場職員とよく話し合ったり、声かけをすることが、風通しのよい職場風土とするために重要であるという結果が得られている。現場とのコミュニケーションの重要性を認識して、技術部署の管理職は現場へ頻繁に足を運ぶことが望ましい。
- ⑤ 言い出せる仕組みの一手段として設置している「ダイレクトライン」についての活用状況を吟味検討し、他社で導入している良好事例を参考にして、日常業務での要望・意見などを幅広く気軽に言い出せる仕組みにしていくことが望ましい。
- ⑥ コンプライアンスの概念は広範である。社員の共通理解を深めるために、「コンプライアンスとは何か」、「法令・規則が日常の業務の中でどの部分に適用されるのか」を常に問い直すことが必要であり、それらを具体的に示すガイドラインを作成し、周知徹底を図ることが望ましい。
- ⑦ 品質保証マネジメント会議などで協力会社に対しコンプライアンスの取組みを充実するよう要請している。今後も意見交換を密に行い、元請会社への監査で適宜確認していくことが望ましい。